令和　　年　　月　　日

秘密保持誓約書

三重県後期高齢者医療広域連合長　あて

商号又は名称

所在地

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　当社（私）は、今般、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「三重広域」という。）から、令和４年８月１０日付けで依頼されております「三重県後期高齢者医療広域連合電算処理システム等の更改に係る情報提供依頼（ＲＦＩ）」における情報提供を検討すること（以下「本目的」という。）を目的として、三重広域からの提供情報（以下これらを総称して「守秘義務対象資料」という。）の提供を受けることを希望します。

　なお、守秘義務対象資料の提供を受けるに当たっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第1条（利用の目的）

１ 当社（私）は、本目的のためにのみ、守秘義務対象資料の提供を受けるものであり、本目的以外の目的のために当該資料を利用しません。

２ 当社（私）は、本書記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を三重広域に対して誓約した場合に限り、本目的を達成するために必要な範囲及び方法で、当社（私）の代理人、補助者その他の者に対し、守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

第2条（秘密の保持）

　当社（私）は、三重広域から提供を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。

第3条（善管注意義務）

　当社（私）は、三重広域から提供を受けた守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第4条（個人情報の取扱い）

　三重広域から提供又は開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令、条例等（以下「法令等」という。）により三重広域に認められる範囲内で、かつ、当社（私）に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により三重広域及び当社（私）に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第5条（期間）

　本書に基づき当社（私）が負う義務は、本目的検討の情報提供に至らなかった場合であっても、存続するものとします。

第6条（損害賠償義務）

　当社（私）の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社（私）は、それにより三重広域に生じた損害を賠償することを約束します。

第7条（書類等の返還）

　当社（私）が、本目的検討の結果、情報提供に至らなかった場合、受領した守秘義務対象資料は、その写しも含めてすべて速やかに返却することを約束します。